

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第7回）

日時 令和3年2月17日（水）10：00～12：12

場所 経済産業省別館3階302 各省庁共用会議室

○清水新エネルギー課長

それでは定刻、10時になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会の省エネルギー分科会の下にございます「洋上風力促進ワーキンググループ」及び交通政策審議会港湾分科会環境部会の下にございます「洋上風力促進小委員会」の合同会議の第7回を開催いたします。

皆様方、本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日はオンライン会議形式で開催をさせていただければと思います。スカイプを使ってオンラインで会議を進めさせていただきますが、事務的な点を幾つか事前に御連絡させていただきます。

1 点目、回線の容量等の関係もございますので、先生方におかれましても、委員会中、基本的にはビデオをオフ、それからマイクをミュートにさせていただきまして、御発言の際にマイクを、音声を入れていただくようお願いいたします。

御発言希望の際は、スカイプのコメント欄に、左下の吹出しのボタンのところを押していただければ、そちらにコメントができるようになりますので、そちらにお名前と御発言希望の旨を御入力いただければと思います。

通信等のトラブルが生じた場合には、事務局に御連絡いただければ対応させていただきます。場合によっては電話等でおつなぎして御発言いただくことで対応したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会でございますが、委員の皆様方に加えまして、オブザーバーとして3組織から御参画いただいております。

まず、内閣府の総合海洋政策推進事務局から蘆田参事官、それから、農林水産省水産庁の漁港漁場整備部の計画課長でいらっしゃいます田中課長、それから、環境省の大臣官房環境影響評価課の豊村室長補佐にも御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の合同会議でございますが、後ほど改めて御説明をさせていただきますが、再エネ海域利用法が施行されてから2年弱というようなことを経まして、同法に基づく区域指定

ですとか、事業者の公募プロセスが進捗しているところでございます。このプロセスの進捗、これまでの状況等も踏まえまして、今後始まっていく評価プロセスについて、以前既にお決めいただいているところございますが、補足的な論点の部分についての御議論、それから施行状況も踏まえた追加的な検討事項としたことにつきまして、本日委員の皆様方から専門的な観点から御意見を賜りたく存じます。

それでは、これからの議事進行につきましては、経済産業省のワーキンググループ及び国土交通省の小委員会を代表して、牛山座長に議事進行をお願いすることといたします。

牛山座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○牛山座長

牛山でございます。それでは、ただいまより合同会議を始めたいと思います。

本日の合同会議の一般傍聴につきましては、コロナウイルス対策に伴う政府の対応方針を踏まえ、また、より広く傍聴いただくために、インターネット中継による視聴方式により行うことといたします。

また、本日は再エネ海域利用法の運用状況を踏まえた検討事項について御議論いただきたいと思います。

それでは、まず最初に事務局のほうから、本日の資料についての御説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局、清水でございます。インターネットで中継を御覧の皆様方におかれましては、経済産業省、それから国土交通省のホームページに資料をアップロードしてございますので御確認いただければと思います。

本日の配付資料でございますが、配付資料一覧にございますとおり、議事次第、委員名簿に加えまして、資料1ということで再エネ海域利用法の運用状況を踏まえた検討事項となっております。

それから、参考資料といたしまして4点、参考資料1、2ということで洋上風力産業ビジョンの本文と概要。それから参考資料3で、促進区域の指定ガイドラインということで、既に決まっているものでございます。それから、参考資料4ということで、同じく既に決めているこの運用指針を御用意してございます。

以上、確認いただければと思います。

○牛山座長

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず資料につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは事務局から資料1に基づきまして、本日の議題について説明をさせていただきます。

お手元の資料開いていただきまして、2ページ目のところで3つの固まりがございます。本日御議論いただきたい事項、それから2つ、評価プロセスにおける補足的論点、それから施行状況を踏まえた検討事項ということでございます。

3ページ目のところでございます。本日御議論いただきたい事項で、今申し上げたとおり、大きく2つの固まりがございます。1つ目は、評価プロセスにおける補足的論点ということでございますが、これまで4区域においての事業者の公募を開始しておりまして、そのうち長崎県五島市沖につきましては12月に公募受付期間が終了し、審査・評価プロセスが進んでいる状況でございます。

この審査・評価プロセスにつきましては、既に策定しております運用指針に基づいて行っていくところでございますが、そのプロセスについての補足的論点ということで、本日御議論いただければと思います。

それから2点目に、これまでの施行状況を踏まえた検討事項ということでございますが、昨年12月に洋上風力産業ビジョンで、政府として2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件を形成するという導入目標や取組をまとめているところでございます。

両省としましても、この導入目標に向けて、案件形成の加速化が重要だと思っておりますが、その中でどういうふうなことを今後進めていくのかということ。それから、事業環境の改善に向けてということで、事業者の方々からも規制改革要望も寄せられておりまして、こういった点につきまして、本日御議論いただきまして検討の方向性、それから検討内容について御議論いただければと思っております。

4ページ目でございます。再エネ海域利用法の施行状況というところでございますが、2019年の4月に法律施行いたしまして、2019年に有望な区域として4区域選定しまして、それらにつきましては全て今、法律上の促進区域に指定してございます。これは赤いところ4つでございます。

それからオレンジのところが、昨年の7月に第2ラウンドの有望な区域ということで4区域指定してございまして、順次協議会の開催等に着手をし始めている状況でございます。

5ページ目、進んでいただきまして、洋上風力産業ビジョンの概要を簡単に御報告させていただきます。

こちらにつきましては、再エネ海域利用法の施行も踏まえつつ、洋上風力の産業化をどう進めていくのかという観点で、官民で集まってそのための方向性や、取組を進めていくということで官民協議会というものを開催して、その下で今後の方向性のビジョンとして昨年末に取りまとめたものでございます。再エネ海域利用法の施行の中で案件形成されていく中で、ぜひ日本に投資をしていただいて、日本での洋上風力産業の活性化を進めていきたいという中で、やはり投資をするに当たって、産業の将来の方向性、大きな市場規模というものがしっかり見えてくることが重要という事業者の要望等も踏まえまして、政府として魅力的な国内市場の創出ということで、意欲的な目標をまず設定し、その実現に向けて案件形成の加速化や、インフラの整備を進めていくと。同時に、産業界のほうと

しても目標を掲げてもらって産業化、今後の産業競争力の強化に進めていくということと、投資促進やサプライチェーンの形成を同時に支援していくということ。さらに、将来を見据えた次世代技術開発等を進めていくといったようなことで掲げているところがございます。法律の施行と両輪としながら、洋上風力の導入、それからそれが日本国内で経済活性化にもなるというような仕組みをぜひつくっていききたいというふうに思っております。

後ほど、このプロセスの中で出てきている案件形成の加速化に向けた論点というのを、2つ目の大きな議題のところで御説明させていただければと思っております。

まずは6ページ目以降のところで、評価プロセスについての論点でございます。

7ページに進んでいただけますでしょうか。7ページ目でございますが、審査・評価プロセスの大きな流れでございますが、こちら、運用指針や公募占用指針の中で、既に大きな方針が決まっております。第1段階として審査、それから第2段階で評価をした上で選定していくというところでございますが、この中で第2段階の評価といったところについて、第三者委員会を踏まえて評価を実施する。それから、そのプロセスの中で都道府県知事の意見を踏まえた評価を行っていくというようなこと。それから、第三者委員会についての構成といったことを定めてございますが、具体的な第三者委員会の進め方等について、改めて本日先生方にお諮りしながら方針を決めていくことが妥当というふうに考えてございます。

8ページ目のところ、今申し上げました具体的な論点というところで、4点掲げてございます。

まず、1つ目は第三者委員会の設置・運営関係というところでございますが、論点の1ということで、今申し上げましたとおり、第三者委員会の意見の取りまとめを具体的にどのようにやっていくのかという点。

それから、論点2ということで都道府県知事意見の扱いといったものを、どういう形で反映をしていくのかという点。

それから、論点3で第三者委員会の委員構成というものをどのようにしていくのかというようなことが大きく3つ、論点として掲げてございます。

それから論点4ということで、選定した結果の公表について、プロセスの透明性ということと、事業者の個社情報の保護とか競争性の確保というバランスの中で、どういうふうにやっていくことが望ましいのかというところが本日の論点でございます。

9ページ目のところ、これは既に過去に決めていただいている内容でございますが、公募の審査・評価の流れという中で地域との調整、地域経済等への波及効果の部分については、都道府県知事からの意見を参考聴取して評価をするというふうになってございますが、この流れの部分の具体化ということが一つの論点になっているということでございます。

10ページ目も参考でございます。

11ページ目のところいきまして、具体的に今申し上げた4つの論点の1つ目、第三者委員会の意見の取りまとめというところでございます。第三者委員会が複数の者から構成

される中で、具体的にどのように意見を取りまとめているのかというところで、下のところに表がございしますが、過去の類例、PFI等の類例等を整理いたしますと、必ずしも二項対立になっているものでございませんが、大きく分けると2つの固まりになるかと思っております。1つは各委員の採点の平均値を取っていくというようなこと。それから、右側ございしますが、委員会の中の合議というような形で、委員会としての意見を取りまとめていくというようなものがあるかというふうに考えております。

左側の平均値を取っていくというほうの仕組みについては、これは機械的に作成が可能だということなところがメリットである中で、一方で評価が割れた場合に、その結果としての平均というものが理由として少し不明確になるのではないかと。それから、委員によってそれぞれ専門性が様々な中で、そのこの部分の濃淡にかかわらず評価に反映されるというようなことが仕組みとしてあるかと思っております。

一方で右側、合議方法のほうでは、委員の間の対話を通じて、質の高い採点が可能ということがございしますが、一方で評価案作成に一定の議論を要するといったような部分の課題もあるかというふうに考えてございます。

今回、この洋上風力発電事業の委員会としての御意見の取りまとめということに当たしまして、本事業の特性ということで、やはり国内公募の実績がまだ少ないというようなこと。それから、先ほどの評価項目でございますように、非常に多岐にわたる項目を定性的に評価をしていただくというようなこと。その中で、後ほど御説明申し上げますが、多様な委員の専門性の中で、多面的に質の高い評価を行っていただくということが妥当だということを考えていくと、2つに分けるとどちらかというこの右側、合議の形ということで、対話を通じながら質を高めていくというような形で御意見を取りまとめていく方式が妥当なんではないかというのが論点1の事務局の案ということでございます。

続きまして12ページ目で、論点2というところでございしますが、都道府県知事意見の取扱いというところでございます。この部分について、この下の枠囲いのところで具体的な方針ということで掲げてございます。まず、国のほうから関係都道府県のほうに、地域との共生に関する事項というものについて、意見照会を行うということで、ページ戻っていただきまして、10ページ目のところにございます評価項目のうちの地域との調整、地域経済等への波及効果の部分について照会をするということでございます。

12ページ目に戻っていただければと思いますが、12ページ目の①の※のところ、i)からiv)の4つについて意見照会を行うということでございます。都道府県知事は、これに対して意見を提出いただくということでございます。その意見を取りまとめるに当たって、関係市町村や利害関係者の意見について、一定の保密等に配慮もいただきつつ聞いていただいて、地域としての意見を取りまとめていただくということも可能かというふうに考えております。

その上で、この出てきたものを踏まえた評価というのを第三者委員会で行うというところでございしますが、その際、閣議決定しておる基本方針のところ掲げている効率性です

とか公平性といったようなこと、それから中長期的な視点に立ったものであるかといったような4つの視点ございますが、こうした目標と整合的であるものについては、これは都道府県知事の意見を最大限尊重しつつ評価をしていただくというのが重みとして妥当かなというふうに考えております。

加えてでございますが、第三者委員会の評価において、地域の考え方が適切な形で反映されるように、委員会の構成員として地域の実態に関して知識や経験を有する者を配置するというようなことを、複層的に対応してはどうかというのが論点2の案というところでございます。

続きまして、13ページ目のところで論点3でございます。第三者委員会の委員構成というところでございます。改めてもう一度、資料の10ページのところの評価項目のところに戻っていただければと思いますが、評価の項目ということで事業の実施能力、それから地域等の調整、地域経済等への波及効果と、大きな固まりございまして、その中で事業実施の実施実績だとか、事業計画の実現性だとか、財務計画の適切性といったようなことを判断していただくというような項目になってございます。

13ページ目、戻っていただきまして、こうした項目を踏まえると、それぞれの項目について評価を適切にいただくに当たって、どういう専門が必要かということを整理してみたのが13ページ目でございます。まず（1）で事業実施能力といった部分について申し上げますと、やはりその部分の評価に当たって、まず風力発電、それから海洋構造物といった事業の中心となる分野における専門知識という観点。それから、この中長期にわたる大規模なプロジェクトという中での財務のファイナンスという観点からの妥当性といったことが不可欠かというふうに考えております。

それから（2）の地域との調整や波及効果といった部分については、これは地域の実態に関して知識や経験を有する者という方が必要であるというところ。それから、（3）で全体というところでございますが、国内でのこの洋上風力発電の実績が少ない中で、総合的なプロジェクトの評価をしていくということの全体としてのプロジェクト評価、それから経済効果といったようなことを含めた総合評価を行えるような方が必要なのではないかということで、この5つの専門分野、①、②、③、④、⑤といったようなところについて、それぞれ1から2名の有識者というのを委員として依頼する必要があるのではないかとすることが論点3というところでございます。

続きまして、論点4のところでございますが、選定結果や理由の公表方法でございますが、こちらにつきましては、上の青い四角囲いのまず1つ目のところ、選定結果及び選定理由のHPへの掲載等により公表するということのルールが決まっております。この公表の内容というところでございますが、2つ目の矢印にございまして、プロセスの透明性の確保、競争の促進の観点から、より詳細な情報を提供することが重要である一方で、個社情報の秘密性の確保ですとか、評価プロセスの公平性といったことにも留意する必要があるというようなことで、この価値のバランスの中で、この左下のところの、点々の四

角囲いのところが具体的な案というところでございます。選定事業者については公募参加者名を、構成員も含む形で公表して、その他の参加者については事業者名は非公表とすると。

それから、評価を行った第三者委員会の委員については、属性について公表すること。それから、選定理由として、選定上の総合評価及び公募参加者の評価点を公表することとございます。評価点については価格点と事業実現性の2項目を公表することと、右下のところにあるような形での公表をイメージというもので、具体的な公表をしていってはどうかというのが案でございます。

以上までのところが、評価プロセスを今後具体的にを行うに当たっての補足的な論点というところでございます。

続きまして、今度大きな固まりの2つ目というか、これまでの施行状況を踏まえた検討事項というところでございます。16ページ目で全体像がございしますが、まず何を検討していくのかという点。それから個別の論点の検討事項というようなことで整理してございます。

17ページ目でございますが、まずこれまでの施行状況も踏まえた案件形成の加速化に向けて、どういうことが今後の検討の課題となっていくのかというところでございます。洋上風力のビジョンにおきましても、この案件形成の加速化ということについて必要性が明記されているわけでございますが、具体的には大きく分けますと下の表にございするように地域調整、それから風況や地質の調査、それからアセスメント、それから系統の確保といったような点で、どのようにこれを迅速化していくのか、効率化していくのかということかなというふうに思っております。

それぞれ申し上げますと、まず地域調整といったところについては、これはまさに法律を通じて協議会という枠組みができているところでございますが、この協議会での議論の円滑化ということに向けて、地域共生に係る考え方というのが、これを引き続き整理を進めていくということが有効なんではないかという点。それから地域理解の醸成に向けて、これはやはり地域の協議会でもいつも議論になりますが、漁業の実態の調査といったものについて、これをどういう形で効率的に実施して、パブリックなデータとして提供できるのかというような点。それから、風況、地質の調査といった点についていうと、これは右側のところでございますが、長期の調査を要する中で、これを時期をどう早めていくのかということ。それから、案件形成の初期の段階から、基本的な検討が可能なレベルの調査というものをどういう形で進めていくのかというようなこと。それから、アセスメントというところについてでございますが、この部分についてはこの法律上、アセスの手続の主体というのはあくまで事業者でございますが、一方で初期段階で複数の事業者が重複しているといったような非効率を避けるためにも、事業者が重複して実施している調査項目なんかについては横断的に公共的なデータを提供するといったようなこともできないかということを検討していく必要があるのではないかとということ。

最後に、系統というところでございますが、事業者が重複して系統確保すると。そもそもないといったことを避けるために、右側のところでございますが、各種の新しくつくりつつあるルールとの関係性の整合性の整理、それから国が要請するという形で系統を仮確保するというので、もう少し国が前に出るスキームというものをしっかり導入しながら、系統をあらかじめ確保するというのを考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

この、具体的に赤字になっている点については、本日御議論いただければと思っているところでございます。※となっている部分については、これは幾つかの調査といったものを計画的にやっていく必要があるかというふうに思っております。18ページ目のところでございますが、今般の補正予算におきまして、洋上風力の加速化に向けた調査研究事業ということで予算を確保してございまして、この予算を通じながらこの案件形成の加速化に向けた調査等についての実施を進めていくというのが※印になっているところということでございます。

では、具体的に今申し上げました論点について、論点の整理というところに入っていければと思います。

19ページ目のところから、まず論点の1ということで、地域調整の円滑化に向けた取り組みでございます。20ページ目で現状と課題というふうに整理してございます。先ほども少し御説明しあげましたが、再エネ海域利用法における閣議決定した基本方針におきましては、4つの目標というものを定めております。1つ目が長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、それから、2つ目に海洋の多様な利用等との調和。それから3点目に、公平性・公正性・透明性の確保、それから4点目に計画的・継続的な導入ということで、これが閣議決定に基づいた法律の運用の大原則だというふうに理解をしてございます。

この原則にもありますとおり、地域との共存共栄ということを旨としながら、協議会においても地域の意見を反映する形での取りまとめということをしているところでございます。

これまで、4区域で取りまとめということを進めてきたところでございますが、その中で地域や漁業との共生といったことのひとつとして、選定事業者がこの共存共栄の観点から、洋上風力発電事業で得られた利益の一部を、共生のための基金への出捐という形で還元を求めるといった意見が共通して見られるところでございます。

こうした各地における意見の中でのこの具体策の内容といったものは、当然のことながら地域ごとのニーズを踏まえたものであると同時に、先ほど申し上げました基本方針の趣旨というものを踏まえ、地域間において一定の公平性を確保しているということも重要ではないかというふうに考えてございます。

また、再生可能エネルギーに関する規制改革要望ということで、内閣府で進めている取組の中でも、漁業関係者との個別交渉の円滑化のために、全国一律のルールを設定してほしいという御要望を事業者からもいただいているところでございます。

こういった観点も踏まえながら、地域調整の円滑化に向けた議論を深めていくということとは、大きな方向性として重要ではないかというふうに考えてございます。

21ページ目でございます。具体的な方向性というところでございますが、今申し上げましたような地域調整の円滑化という観点から、基金への出捐を求める場合の原則とか考え方について、閣議決定した基本方針も踏まえながら、今後検討を深めていくべきではないかということで、検討の方向性というものを書かせていただいております。

まず、考えられる原則ということでございますが、地域ごとの特色を生かしつつも公平性を確保していくという観点から、一定の基本原則というのを、これを徐々に確立していくべきじゃないかということで、例えばということでございますが、各地域の特色を踏まえつつ、公平性・公正性かつ透明性のある制度であるということ。それから、地域や漁業との共存共栄した洋上風力発電を実現するというものであるということ。それから、国民負担に基づくFIT制度を活用しているということも踏まえて、国民の理解が得られるということ、例えばこうした基本的な原則ということがあるのではないかと考えてございます。

その上で、この基金への出捐の水準といったものの検討ということに当たっては、地域の実情等も踏まえ、以下のような視点を持ちながら、協議会において意見を取りまとめていく中で検討を深めて、協議会の取りまとめの中で具体化していくということが有効ではないかということで視点を掲げさせていただいております。

まず、1つ目は地域振興や漁業振興の在り方というものを踏まえた設定ということで、この観点から、例えば当該海域における地域振興、漁業振興の在り方とかを踏まえた具体的な活用ニーズ、こういった形で振興のために活用したいといったようなニーズを積み上げつつ、その積み上げた内容等を踏まえながら、ほかの区域との公平性に配慮しながら設定するといったような流れが考えられるのではないかとというのが1つ目でございます。

2つ目に発電事業者、地域とともに歩む発電事業者の利益の地域への還元といったことに立った場合でいくと、今の1ポツのところを原則としながら、なかなかそういう意味での具体的なニーズを積み上げることが困難な場合には、例えばということで、ほかの区域との公平性にも配慮しながら、FITでの調達価格の一定割合を基準としながら設定するといったようなことも考えられるのではないかとというようなことで、この具体的な手法に先立ち、そもそもの設定の考え方といったことも含めて議論を深めていくということが有効ではないかということで掲げさせていただいております。

22ページ目以降で、今度風況調査の前倒しといった論点でございますが、23ページ目でございます。下に赤い帯が2つございますが、現在のガイドラインでは公募に際して必要となるデータをなるべく早く取っていくということで、有望な区域の選定というタイミングから風況調査を開始するというふうにしてございますが、この特に風況調査につきましては、少なくともやはり1年かかるといったようなことも踏まえますと、有望な区域の選定以前から先立って必要な準備をしていくというようなことが必要ではないかということ

でございます。

ガイドラインの趣旨といたしましても、少なくともそこから始めたらいいという趣旨だと理解してございますので、必要な場合には有望な区域の選定以前から、これを実施していくといったことを進めていくということをしてはどうかということ。それから、地盤調査の結果といったものについても、現在は促進区域の指定後に情報提供したわけですが、早く終わったものについては事前に情報提供できないかということも検討を進めたいというふうに思っております。

24ページは参考ということで、風況調査の具体的な詳細な内容を知りたいというニーズもあったということで、参考で紹介をさせていただきます。

続きまして25ページ目以降で今後系統確保の関係ということで、3つルール具体化整理ということをしていただければと思います。

26ページ目はこの全体像でございます。26ページ目、系統確保の迅速・円滑な確保に向けてということで、2つ目の矢印のところでございますが、これ、洋上風力に限らず、系統確保というのは再エネ全体の大きな課題ということで、様々な取組を進めております。

まず、具体的には1つ目に、これまで募集プロセスという形で設備容量の増強と、系統容量の増強のための工事といったものの募集をしたわけですが、これを一括検討プロセスという形で、ちょっと仕組みを改めて系統確保を進めていこうというのが1つの取組。それから、2つ目にノンファーム型の接続ということで、容量に必ずしも空きがなくても、ノンファームということで、空いているときには活用できるというものの全国展開というのは取組を進めているところでございます。

それから、今の一括検討プロセスの関係にも関係しますが、日本型セントラル方式ということで、国が主導的に案件形成していくという観点から、今度はその事業者だけでなく国が要請してこの一括検討プロセスに入りながら系統確保していくということの仕組みも新しく導入することとしてございます。

こうした新しい形で、系統確保、様々しやすくしているところでございますが、こうしたものがガイドライン等も含めた位置づけの整理ということをしておかないと、現場で混乱が起きるのではないかとすることが大きな論点でございます。

順番に3つ説明させていただければと思います。まず、28ページ目に入りまして、先ほど申し上げました一括検討プロセスを通じた系統確保のガイドライン上の整理ということでございます。先に進んでいただきまして、まず31ページ目のところで、先ほど申し上げました募集プロセスと一括検討プロセスというものの簡単な違いでございますが、今まで系統の空き容量がないこの募集プロセスということで、典型的には東北のエリアで実施されているものでございますが、系統の容量を募集します。その上で、途中わざわざ入札ということをしてまして、優先的につなぐ人を選んで、ただその人が実際にやる意思がありますかということを確認して、辞退されたらもう一度やり直すと、この青い矢印のところがございますが、こういった仕組みを通じながらやっていくというような仕組みでございませ

たが、結果としてこの入札と意思確認というプロセスの中で時間を要していたということがございます。

下のほうで一括検討プロセスというものがございしますが、今後やりますよというふうに声をかけて応募をして、手を挙げた人の規模を踏まえて容量を確保していくというような形での仕組みにしていくというのが一括検討プロセスで、新しく昨年10月1日から始まっているところでございます。

戻っていただきまして28ページ目のところでございます。今、申し上げましたとおり、2020年の10月1日から継ぎはぎでの非効率な設備形成を回避する、ですとか、プロセスの長期化を抑制するということで、募集プロセスではなくて、一括検討プロセスという仕組みが導入されてございます。

一方で、促進区域指定ガイドラインにおいて系統が確保されているってどういうこと、というところの書きぶりというのが、下のこの点々のところになってございます。系統が確保されているというのは実際にもう接続契約がされている場合ということと、蓋然性が高い場合と分かれるところでございますが、この(2)の蓋然性が高い場合ということで、3つのパターンがございまして、1つは接続契約の申込みをして、暫定的な系統容量を確保する場合ということで、この3つ目の矢印の①のところでございます。それから②で、まさに今申し上げました募集プロセスというものを念頭に置いて、優先系統連系希望者が決定された場合。それから③で日本版コネクト&マネージというようなことが掲げられておりますが、では、この一括検討プロセスで確保されたものがどこに位置づけられるのか。もしくは④を書く必要があるのかというのが本日の論点でございます。

29ページ目、進んでいただきまして、今申し上げましたとおり、募集プロセスにつきましては入札した後に意思確認をして、そこで優先系統連系希望者が決定されるというところで、系統容量が決まりますので、今申し上げましたところの②というところで書き分けてございます。

一方で、この一括検討プロセスにつきましては、これはほかの方の影響等も踏まえまして、最終的には再接続検討を完了した後で意思決定をするということでございます。テクニカルでございしますが、この点を矢印の下のところでもとめますと、結論的には一括検討プロセスについては、接続契約申込みを行った時点というのが、系統が確保されているという蓋然性が高いタイミングということになります。そうしますと、これは先ほどのガイドラインの①のところに、これはもうそのまま該当するということでございますので、追加で④といったものを書かずに、この①に含まれているということを明確に整理するというのが本日の趣旨でございます。

以上が1つ目の論点というところでございます。

2つ目に、ページ飛んでいただきまして、34ページ目以降で、ノンファーム型の接続の取扱いでございます。34ページ目の下ノンファーム型の接続の説明が載っておりますが、この赤い線までが送電可能容量ということで、薄紫の下がこのファームで接続していると

いうことですが、いつでも使い切っているわけではないので、余っている部分については活用していいよというような形になるのがノンファームという仕組みでございまして。この絵だともう全く余っていないようなときもあるかと思いますが、実際には一定量についてはノンファームという形でも使えないといったことがほとんど発生しないような状況で使えるのではないかとございまして。こうしたノンファーム型の接続というものについて、今年の1月から全国で展開されております。

論点は、既に事業者が確保した系統がある洋上風力の区域に対して、このノンファーム型での希望というものが来ますと、複数の者が乱立してしまう状況ということが起きるということをどう整理するのかというのがこの論点でございまして。

ページ進んでいただきまして36ページ目でございます。東北の募集プロセスということで、現在、東北地域においての系統の確保に向けた募集プロセスというプロセスを進めてございまして。これは先ほど申し上げましたとおり、個々の方々が参画をして、共同で系統費用を負担するということを前提にやっているというところでございます。ここで確保された系統が、仮にノンファームの方が入ることによって活用されないということになりますと、この募集プロセス自体からの脱退といったようなことも含めて非常に影響が大きくなるという論点がございまして。

これらを踏まえまして、37ページ目のところでこの取扱いというところでございます。今申し上げましたような状況等も踏まえまして、既に東北の募集プロセスを通じて確保されており、またその確保された系統を公募への提供意思が示された、また系統があるというような区域につきましては、これは東北募プロにより確保された系統がこのノンファームでの接続によって確保されるよりも優先されるというか、東北募プロにより確保された系統が承継されるということを前提として公募を実施するということを明確化してはどうかということでございます。

ちなみに、風車の大型化等に伴いまして、確保した系統よりもより大きな規模での事業が実施可能になるというケースも今後出てくるかと思っております。その場合は、差分についてはノンファームで系統を確保し追加していくというようなこともあり得ると思いますが、この場合についてはより効率的な系統の確保という観点から、既に確保された募プロと親和性の高い形での確保が妥当だというふうに考えられます。

最後、「従って」というところでございますが、こういった場合については、既に東北の募集プロセスによって系統を確保した事業者によるノンファーム型での接続というようなことを認めるというようなことにする。もしくは次に御説明しますが、国による系統確保スキームというものを使いながら、国のほうで追加確保するというような形で、なるべく効率的に系統確保ができるようなルールを設定してはどうかといった論点でございまして。

38ページ目のところでございまして、系統の3つ目の論点ということで、国の要請による系統確保スキームの考え方でございまして。

39ページ目でございますが、これまでの経緯でございまして。2019年4月に中間整理とい

うことで、この洋上風力についての系統の確保ということはどうしていくのかということについて、事業者が確保している系統の利用だけではなくて、あらかじめ国による系統の確保といったことをしていくべきではないかということ、大量導入小委員会で検討されてきております。

これらを踏まえまして、今年の1月、具体的な取決めということをしていただいたのですが、その際の促進区域の指定の前のタイミングから必要な対策も実施しながら、しっかりと確保していくというような御指摘も受けているという中で、こういったものの流れの取扱いということはどう整理するのか。それから、それをガイドライン上どう記載するのかというのが本日の論点でございます。

ページ進んでいただきまして、最終的な業務のフローを見ていただいたほうが分かりやすいかと思うので、43ページ目に進んでいただけますでしょうか。これが既に一定の準備が進んでいる区域、有望な区域、促進区域とございますが、促進区域の指定という赤いところがございますが、その前に促進区域の基準に合致しているかということを確認するというプロセスがございます。そのタイミングで先ほど申し上げました国から系統容量の確保の要請ということをしていただきまして、広域機関、それから送配電事業者のほうの要請を踏まえて系統容量の確保、こういう形でできますという回答をもらうということをするというのがまず、一番最後の確保に当たっての形になります。

というのも、それまでについてはいろんな形で追加的な系統の活用等もございますので、このタイミングで最終的に回答するのが適切ということで、これも踏まえながら促進区域の指定をするというのが流れになるということでございます。

一方で、このタイミングまで全く確保できるかどうか分からないというのも、案件形成上難しいというところございますので、左のほうに戻っていただきまして、既に一定の準備段階に進んでいる区域というところ、青いところ、いろんな形で案件形成を進めていきます。その中で、自然条件その他の情報ですとか、その中で発電設備の規模がこれぐらいできますねというようなことで、一定程度検討が進んだ段階で、系統容量の確保ができるかということの事前調査を国のほうでいただきまして、一般送配電事業者のほうでこういうような蓋然性がございますというような回答を、青い段階ですていくということをした上で、有望な区域のプロセスに進んでいくということで、この調査ということを事前にやった上で、最終的に促進区域の指定の直前に、具体的な要請をして仮確保するというのが大きな流れというふうに考えているところでございます。こうした取組を通じて、系統の問題ということが大きく改善するのではないかとこのように考えております。

これを、ではどういうふうな形で進めていくのかというところが、区域指定のガイドラインの中に、このプロセスのことについてしっかり明確化することで、国としての調査、それから要請という手続の流れ、それからそれを受けた上での広域機関ですとか、一般送配電事業者さんのほうの業務といったことがスムーズにいくのではないかとこのことで、44ページ目以降のところでガイドラインの改正内容を書かせていただいております。

まず、44ページ目のところでガイドラインの改正内容としての、この促進区域の指定基準ということで、系統容量が確保されているって、どういうことですかという基準のところでございますが、太字のところが追加している部分ですが、これまでは事業者によって確保されているものがちゃんとありますかというところだったのですが、以下のいずれかの視点から確認するというので、1ポツで今申し上げました国の要請というものに基づきまして、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模について、暫定的な系統容量が確保されていることということを追記するというのが1点目で、この国による要請に基づく確保というのが、系統が確保されているよということのフラグとして新しく確立するというのが1つ目の改正ポイントでございます。

それから、45ページ目で、ガイドラインの中の手続にわたる部分のところでございますが、促進区域の指定の大分前、まず有望な区域の選定の前の既知情報の収集といったような流れの中で、自然条件ですとか地域の情報といったことについて、自治体等からも情報収集していく流れがございます。その流れの中で情報収集した結果、発電事業に必要な系統が事業者によって確保されていないということ。その上で、一定程度のこの指定の見込みがあるというような場合には、先ほど申し上げました調査を実施するというようなことについて、これもガイドライン上明確化するというところでございます。

具体的な調査の内容といたしまして、まず規模についての調査を行うというようなこと。それから、その規模の系統容量の確保の可能性があるかということの事前調査を行うという2段階の調査という形にしております。

その上で、今度46ページ目、同じく手続の流れという中で、6ポツのところでございますが、具体的な促進区域の指定の直前、適合性の判断といったようなところのタイミングで、系統がない場合については先ほど申し上げました要請を行うということについての手続を書かせていただいております。今申し上げましたように、案件形成の初期の段階における調査、それから促進区域の指定のタイミングでの国からの要請というような仕組みをうまく使いながら、系統についてしっかりと予見性を持った案件形成、それから効率的な確保というような仕組みをつくれればというふうに思っております。

以上のところまでが系統の話でございます。

それから、一番最後に47ページ目以降で論点4ということで、占用許可の更新に関する考え方というところがございまして、この部分については国土交通省の松良課長のほうから御説明をいただければと思います。

○松良海洋・環境課長

国土交通省港湾局の松良でございます。

今のところの、清水課長のほうから案件形成の加速に関する論点、3つのお話がございましたが、それに加えてこれまでの施行状況を踏まえた検討事項の一つとして、論点4という形で占用許可の更新に関する考え方、この際、一度基本的な考え方を整理してはどうかというような御提案でございます。

48ページ目を御覧いただければと思います。現行、再エネ海域利用法に基づきまして、選定事業者は最大30年の占用許可を受けるということになっております。これは固定価格買取制度の調達期間20年に事業準備のための期間、それから撤去の期間、おのおの5年ずつを足した形で合計30年といった形で占用期間を設けているというわけでございますけれども、今般、規制改革要望の中でも事業者さん等のほうから2つ目の矢印のところございますけれども、現行の占用期間、30年ですと、実質的に20年しか運用できないという御指摘であったりとか、あるいは部品の耐用年数等が日々、延びてきている状況の中で、30年にさらに10年、あるいは15年ほど占用期間延ばした運転期間が得られるのであれば、全体的にコストも低減することができるのではないかとといったような御要望もいただいているということでもあります。

現行、今、今後30年後の洋上風力発電を取り巻く状況はどうなっているのか、技術開発状況がどうなっているのか、それから海域利用の状況はどうなっているのかといったことを、あらかじめ今の時点で正確に予見するということは非常に困難ではないかなというふうに思っておりますけれども、可能な限り事業者の皆様方の予見性を高めるといったような観点で、占用許可の更新に関する基本的な考え方は、この先きちっと整理したほうがいいんじゃないかということでございます。

具体的な下の下段の部分の「基本的考え方」と書いているところでありますけれども、原則といたしましては、占用期間内に事業者さんの方が撤去された後は、改めて事業者を公募するといったような形があり得るのではないかと思っておりますけれども、ただ、占用許可の更新ということも当然認められているわけでございまして、下にあります①、②、③の項目、①につきましては促進区域がそもそも指定することが妥当だと。促進区域の指定要件、今6項目ほどございますけれども、これに照らして妥当だということの確認はできるもの。それから、②にありますとおり、既存の発電事業者の方が事業継続することが、再度公募するよりも電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であると。既存の設備を有効活用することによって、発電コスト自体を下げていくことができるといったような観点から、こういったものがある場合は、ひとつ、妥協するのではないかといいことでもありますし。③につきましては、占用許可審査基準自体がございます。関係漁業者の了解を得ているとか、周辺の海域あるいは港湾等の機能の維持に支障を及ぼさないとか、こういったような基準も、ベーシック基準適合しているものにつきましては、占用期間の更新したりも、あり得るのではないかといいことでもあります。

その際に、事業者さんはあらかじめ早くその占用の更新のタイミングを知ってほしいというようなことも、御要望もあると思いますので、事業者さん自らの事業判断、事業継続の判断であったり、あるいは撤去工事に入るときの準備のタイミング、こういったところを十分に考慮した上で余裕を持って、十分に余裕を持って占用許可の更新に関する判断をしていくといったところを、今後考えていきたいというふうに思っているところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○牛山座長

大変ありがとうございました。

それでは、資料につきまして質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきたいと思います。

なお、今回は大変多くの論点がありますので、全体の評価プロセスにおける補足的論点、これは資料1の6ページから14ページ、それについての御議論。それから後半を、これまでの施行状況を踏まえた検討事項、資料1の15ページ以降ということになりますが、その2つに分けて行いたいというふうに思います。

そこでまず、評価プロセスにおける補足的論点、6ページから14ページでございますが、これについての議論の時間とさせていただきたいと思います。

御意見並びに御質問のある方は、スカイプのコメント欄にお名前、発言を希望の旨を御入力いただくようお願いしたいと思います。

なお、スカイプ参加の委員の皆様には、ビデオを常時オフに、御発言のとき以外は音声をミュート状態にしていいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、順次指名させていただきたいというふうに思います。

それでは、いかがでございましょうか。

それでは、大串先生ですね、よろしくお願いいたします。

○大串委員

お願いします。私からは2点お話ししたいことがあります。

1つが、第三者委員会において、例えば最終的に事業者が第一工程クリアして、第三者委員会にかかったときに、何かプレゼン等を予定していらっしゃるのか、それとも書類審査のみで採点をするのかという、現時点でのお考えをお聞かせください。

2点目としては、各都道府県で事情が違うと思いますので、一応今回の提出していたフォーマットで、もう大分でき上がっているんだと思うんですけども、各知事の意見を反映して、採点を事前に少し配点を変えるようなことも可能なかどうか。そういうことをお考えなのかどうか。そういう試みもあってはいいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○牛山座長

それでは御意見、コメントある方、次々とお願いしたいと思うんですが。

では2番目に原田委員、よろしくお願いいたします。

○原田委員

原田でございます。御指名ありがとうございます。

まず第一に、今回、これまでの制度で、幾つか完全に詰め切れていなかったこと。それからまた、いろんな例えば官民協議会ですとか、系統の整備等々、新しい論点が出てきた

ところで、このような会を開催していただきましたこと、大変ありがたく思っております。

その上で幾つか、この今の論点、15ページまででコメントさせていただきます。

まず、第三者委員会の意見の取りまとめの論点1のところでございますが、平均値を取る方向か、合議制かという点でございますけれども、私も事務局の御提案でございます、委員会の合議制という方向が正しいのではないかなと思っております。かなり、まだ事例も積み重なっていない、日本においては新しい事業でございますし、それを総合的に、全ての観点から、専門性を持っていろんな審査ができると。一人の方ができるということは非常に難しいという点から考えましても、いろんなものを全て平均値を取るというのは正しくないのではないかなと私は思っております。

それから、委員構成でございますけれども、こちら5つの分野、①、②、③、④、⑤というところで有識者を考慮してということには全く賛成をさせていただいております。それで、1つだけ申し上げますと、総合的なプロジェクト評価というところは、かなり幅広い概念でございますが、これは技術的という面も当然ございますし、またBankability、その答申の適格性といったようなところもございますので、この総合的というのをどう捉えるかというの、もう少し具体的に書いていただければいいのかなというふうに思っております。

それから論点2のところ。都道府県知事の意見の取扱いというところなんでございますが、これ、もちろんこの制度自体はある意味都道府県の単位でまず募集をかけますし、地域の調整ということをやっていくということで、重々承知しておりますので、このようなことになるのかなと思うんですけれども。

一方で、例えば県をまたがって委員会の整備をする必要がある。それから、隣県のインフラを使うというような事例も、既にラウンド1でも出てきておりますので、そういった点からもこの関係市町村は少し幅広く捉えるべきかなと思っております。ですので、この地域利権の取扱いのところそれが反映できないということであれば、第三者委員会においてその地域の、④の地域の実態に関し、知識や経験を有する者というところでカバーをする。例えば、広域的な地域の経済波及効果等について、知見を持っていられる方という方を選ばれるというような工夫も必要かなと思います。

とりあえず以上でございます。

ありがとうございました。

○牛山座長

ありがとうございました。それではもう1件、御質問、コメントいただいてから質問、お答えいただきましょうかね。

それでは桑原委員、よろしくお願いいたします。

○桑原委員

事務局案に基本的に異存ございません。その上で1点コメント申し上げます。

13ページの第三者委員会の委員については、独立性があることが当然の前提になってい

と思いますが、この独立性の基準も明確化しておくほうが望ましいものかと思います。このメンバーの専門性を見ると、入札に参加する事業者もいろいろアドバイスを求めたくなるような方たち、あるいはそういった組織に所属している方たちということになりそうですので、御本人との関係、それからその方が所属する組織、企業等との関係を含めて、あらかじめ独立性の基準を明確化しておくほうが、実務も対応しやすいのではないかと思います。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。これまで大串先生、原田先生、それから桑原先生、御三人の方から御発言いただいたのですが、国のほうからこれらについてのお答えがありましたらお願いしたいと思います。

○清水新エネルギー課長

経済産業省の清水でございます。ありがとうございました。

今、大串委員、原田委員、桑原委員からいただいた点につきまして、幾つか事務局のほうから回答をコメントさせていただきます。

まず、大串委員のほうからプレゼン等を求めるのかというところでございますが、資料の7ページ目のところを御覧いただけますでしょうか。こちらのほうで運用指針や、これまで各地の公募占用指針で決めているところのものについて掲げてございます。その中で、第2段階というところで、公募占用計画の評価とございますが、チェックが幾つかございますが、一番下のチェックのところございますが、評価のために必要な場合は、公募占用計画の内容に関する質問書の送付や、ヒアリング等を実施するというふうに書いてございまして、そういう意味ではまさに第三者委員会の御意向次第という部分もございますが、必要に応じてプレゼン等は求めるというようなことになるのかなというふうに認識をしております。

それから2点目、大串委員から御質問ございました自治体のところの配慮の仕方、配点といったところの点でございますが、今、この資料のほうで載せております9ページ目、10ページ目、特に10ページ目からの配点といったものにつきましては、各地の公募占用指針の中で既に定めて、こういったルールでということを前提に、今もう既に公募が始まっているところでございますので、基本的には評価の点というのはこのままというところでございますし、途中でも申し上げました閣議決定した基本方針等に基づくと、地域ごとに違うということが、入り口から否定されているわけではございませんが、各地の公平性等も踏まえていくと、まずは一定程度の期間をこの配点に基づきながらやっていくということが基本になるのかなというふうに事務局としては認識しております。

それから、原田委員のほうからございました、委員のところにつきましての、13ページ目でございます。13ページ目のところの委員のところの⑤の総合的なプロジェクト評価に関する専門的な知見を有する者といったところでございますが、ちょっと抽象的な表現と

いうことで御指摘をいただきました。こちらのほうで書かせていただいている趣旨というのは、まさに委員からも御指摘がありましたとおり、かなりそういう意味では大規模なインフラ投資事業ということで、こうしたインフラ投資の事業といったものを多面的に見る力ということが必ず必要になってくるのではないかという趣旨で書かせていただきましたが、特にそういう意味ではこのPFIやインフラ事業の特性といったものについて分かるという観点。

それからもう一点は、確かにそういう意味でちょっとここで表現不足でございましたが、評価全体において経済波及効果ですとか、将来的な価格低減といったようなこと。それから、まさにビジョンで掲げているような産業政策的な意義みたいなところも含めた、途中でも御指摘ございましたとおり、経済波及効果といった点についてしっかりと見ていただくということも必要だというふうに思っております。そういった意味も含めているつもりでしたが、ちょっと表現として足りない部分もございましたので、その点はしっかりとプロジェクトの評価、特に経済的な観点からの評価といったことを意識しながらということと委員を構成していただくというふうに考えているところでございます。

それから、原田委員からもう一点御指摘ございました、地域の意見の取扱い。例えば隣の県の施設も利用するような場合というような話でございまして、まさに御指摘のとおり、事業ごとに案件の形成の状況や地域の関わり方というのは様々だと思いますので、一概に一つのルールになるというわけではないかなというふうに思っております。その中で、事業の特性に応じてより広域的な視点で見ることができるような方を選ぶほうが妥当といったようなことも含めて、あまりそういう意味ではそのエリアだけでとどまらずに、どういう観点で見ることが妥当なのかということをよく考えながら委員の方を選定させていただくということが必要なのかなということを改めて感じた次第でございます。

それから、桑原委員のほうから御指摘いただきました、委員の独立性といったことにつきましては、御指摘のとおり、このプロセスが何か恣意的なものであり、公平性が欠くというようなことはあってはならないということは当然のことでございますので、ちょっとほかの類例等も踏まえながら、どういう形でこの独立性というものを確認していくのかということのルールを、御指摘も踏まえてしっかりと検討をしたいと思っております。

事務局のほうからは以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。大串委員、原田委員、桑原委員、いかがでございましょうか。大体よろしゅうございますか。

○大串委員

ありがとうございました。第三者委員の名前、非公表ということでプレゼンなしかなというふうに思っていたんですけども、過去にも別の案件等でプレゼンしていただいて、事業者の評価がひっくり返ったということとか幾つかありましたので、できれば柔軟に、絶対やらないよということだと困るなというふうに思っておりましたので、ありがとうご

ざいました。

○牛山座長

ありがとうございます。

それでは次の発言の方、3人やりましょうか。

加藤委員、それから石原委員、山内委員、よろしくお願いします。

じゃ、加藤委員のほうからお願いいたします。

○加藤委員

加藤です。御説明ありがとうございました。二点あります。

一つ目は、先ほどの大串委員のご発言とも関わりますが、委員の名前が基本的には非公表ということについて、これは全てのプロセスが終了した後も永遠に非公表というイメージなのでしょうか。情報を公開してほしいという希望も多いと思うので、委員の属性だけを最後まで示し続けるのかについて教えてください。

もう一つは、論点3について、5つの専門分野の委員を選ぶということ自体は私も基本的には賛成ですが、実際には各事業の特性や地域特性等に応じて追加で意見を聞きたいということもあるかと思います。今の提案ですとこの5つの専門分野の委員しか許さないように見えるので、少し柔軟性を持って、ほかの分野の方の意見も聞けることにしたほうがいいのではないのでしょうか。以上について、お考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございます。

それでは石原先生、続いてお願いいたします。

○石原委員

私も基本的に事務局案については賛成です。

論点1については、第三者委員会の合議にすることによって、総合的にまとめることができ、また地域の意見を最大限に訴求しつつ、総合的・多面的にまとめることができるという点で非常によいかと思います。

論点3について、先ほどの加藤先生から御指摘あったように、1の分野からそれぞれ一、二名というのはありますので、必要に応じて分野と人数について少しフレキシビリティがあってもよいと思っていますが、ただ、透明性確保するために、委員を公表にするというのがよいではないかというふうに思っています。

過去にも陸上の風力事業者を選定する場合、あるいは港湾の風力事業者を選定する場合に、終わった後に委員が公表をすることによって、先ほど懸念されている透明性の問題が担保されるのではないかというふうに思っています。

私の意見は以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

それではもう一方、山内委員からよろしくお願いいたします。

○山内委員

ありがとうございます。事務局の御提示になった案といいますか、論点に対する方向性については、基本的にこれでよろしいというふうに思っています。

ただ、この評価の委員会で、どういうふうに評価するかという。一番問題なのはやっぱり地域との調整ということだと思うんですね。これは後ほどの地域調整の円滑化というところにも絡むと思うんですけれども、ある特定の地域で事業者を選定していくというときに、これはやっぱり公平性とか全国的な統一性とかということから考えると、かなりの程度、やはり決まったフォーマットで、しかも決まった評点というか、評価視点でいくのがいいのではないかなというふうに思っています。

一方で、しかし今回の場合は地域の事情を最大限考慮するということがあるので、それをどういう形でどの程度、しかも評価に入れていくかというところがポイントになるのかなというふうに思っています。

ですので、ただ、ポイントはその地域の事情といいますか、地域の意見を、都道府県知事の意見ということで、こういう形のものを反映するときのルール自体を決めておくというのか、それがいいのではないかなというふうに思います。というのは、やっぱりその地域によって、例えば事業者さんがプレコミットメントして、かなり事業案件を進めていって、非常に密な関係になるということがあるので、これはこれでいいことだと思うのですが、それが必ずしも絶対されてきたかどうか分からないということもあるわけなので。そういったところを考えると、そういう可能性がないとは言えない。まあないとは思いますが、そういうケースも出てくる可能性もあるとすれば、やはり何といいますか、公平に設定をするというような立場というのを崩してはいけません。そうすると、やっぱり目的の統一性とか、あるいは意見の反映のルールとか、その辺のことについても少し明確化するほうがいいのではないかなというふうに思っております。

それから、個別の点についてはさっき言ったとおり、事務局の提案でよろしいと思うんですけれども、今、幾つか委員の方から御指摘になった点で、委員の公表・非公表の話というのがひとつ、あるかと思います。事業者選定する場合、最初から委員公表するケースもありますし、最後まで公表しないケースもあるのであれですけれども。ただ、客観的にやるとするということであれば、今、おっしゃっていたように、事後的に公表するというのはあり得るのかなというふうに思っています。

ただ、これ、幾つも案件が出てきて、その間にどういうふうに、委員会を組成するかということにも絡んでくるので、それも考える必要あるのかなというふうに思います。

それから、結果公表については、私が経験している事業者選定のプロセスですと非常に、昔は審査の評価について、開示をかなりしていたというか、細かいところまで情報公開して公表していたといういきさつがありますが、最近はその辺はある程度評価が分かるという形でよいので、論点4の14ページにあるような形でよいのかなというふうに思っていま

す。

大体以上でございます。ありがとうございます。

○牛山座長

ありがとうございました。ただいま加藤委員、石原委員、山内委員からの御意見、コメントでございましたが、これについてはいかがでございましょうか。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。事務局清水でございます。

まず、共通した御質問があったかと思いますが、まず、委員の公表・非公表といったところについてでございますが、山内委員のほうからもございましたとおり、多分いろんな過去の例も踏まえるとケースがあるんじゃないかというふうに我々も認識しておりまして、非常にここは悩んでいたところでございます。

ただ、この洋上、何を検討したかと申し上げますと、やはりこの洋上風力の今回のケースというのは、かなりそういう意味では繰り返し繰り返しやっていくというようなパターンが多い中で、事後的というのが次の回にとっての事前になっていきなり、次の回のまた途中であったりというようなことがまたあり得るかなとも思っております、そういう中で何か意見についてのこの終わったらという一件一件の特殊性があるというよりも、かなり共通しているような部分があるかなということをお悩みながら、その中で洋上風力というものの現在の産業なり、この分野の規模の状況、それから案件形成がまだ途上であるといったようなプロセスの中で、かなりそういう意味では委員が明確に特定されていく中でやっていくことの公平性の難しさみたいものもあるかなと思っております、こういった形で一旦委員は非公表というふうにしたほうがいいのではないかなというふうに判断したところでございますが、今回の事務局の回答も踏まえて、また先生方から御意見も賜れればと思っておりますが、一応そういうふうを考えている案ということでございまして、将来的に裾野が広がっていく中で当然取扱いというのは変わってくるものがあるのかなというふうに思っております。

それから、同じくこれも加藤委員、それから石原委員に共通して御指摘いただいた委員の分野といったようなところでございますが、これは御指摘のとおり、ここに限るということも必ずしも断定的にするつもりもないので、少しそこは表現を直すか、もしくは本日の御議論も踏まえてということで明確にこの分野に限るというよりも案件の状況に応じて、この分野を中心としつつ、必要に応じてそれ以外の分野の方ということもあり得るのかなというのは我々としても認識しているということです。そこまで固く厳密にするような性質のものではないかなというふうに理解しております。

それから、山内委員のほうから御指摘いただきました地域のところの意見の取扱いのルールづくりという点でございますが、こちらにつきましてもまた案件を繰り返し熟成しながらしていかないとなかなか見えてない部分でもございますが、一応現時点で悩みながらつくった案といたしまして12ページ目の論点2のところでございますが、都道府県知事意

見の取扱いといったところで、出てきた意見というものについてどう取扱うのかということが③のところでございます。

ここのところで、一応一つの軸として閣議決定した基本方針に掲げる目標と整合的か否かというところをある種のルールづくりの一つの基準というふうにいたしまして、明らかにそういう意味では制度全体の趣旨と離れるようなものですとか、公平性という観点から特定の事業者を特定の意図で依拠しているようなケースというようなものも含めて、そういう意味では考えにくいのではないかと思います、こういったようなことについて基本方針に掲げる目標と整合的であるか否かというのも一つの判断軸としながら、都道府県知事の意見の尊重具合というのを決めていったらどうかというのを事務局としては整理しているところでございますが、引き続き先ほども申し上げましたとおり、案件の蓄積も踏まえながらルールづくりをしていく必要があるかなというふうに思っております。

一応事務局のほうで考えている点を述べさせていただきました。

以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

加藤委員、石原委員、山内委員、大体よろしゅうございますかね。

○山内委員

結構です。ありがとうございます。大丈夫です。

○牛山座長

それでは、中原委員のほうから手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。

○中原委員

ありがとうございます。中原でございます。

本日の資料の作成、大変ご苦労さまでした。皆様方の御意見と基本的には私も同じで、事務局案に賛成いたします。

1点だけ、13ページ、第三者委員会の委員構成のところについてコメントさせていただきます。

青い字のところ、それから文章のところでも、5つの専門分野で風力発電、海洋構造物、財務・ファイナンス、地域、総合的なプロジェクト評価という5つが並んでおるんですが、②番の海洋構造物、という分野の表現にちょっと違和感を感じております。

と申しますのは、ほかが風力発電、財務、地域、総合プロジェクト評価という非常に幅広い分野、とりわけ5番は先ほど発言もありましたように非常に幅広い分野ということになっておりまして、それに比べると海洋構造物というのはいささか限定的に思えてなりません。

ここで、多分②番、5つのうちの1つの専門分野として考えているのは、使われるであろう風車、構造物のことという意味だとは思いますが、もうちょっと幅を広げますと、海洋科学、海洋技術、あるいは海洋工学という、そういう分野としての視点からということ

ではないかと推察いたします。

さらに、科学技術、工学を越えて、場合によっては海域利用の法制問題なんかも含めてということがあるかもしれないので、できれば②の海洋構造物という用語は、最適な用語はすぐ思い浮かびませんが、例えば海洋利用とか、そういうような少しほかの4つと同じように海洋全般の幅広い分野というニュアンスで表現されるといいのかなというふうに思いました。そんな工夫があってもいいのかなというコメントでございます。取扱いには事務局にお任せいたします。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。これについては、多分事務局のほうで十分考えてくださると思いますのでよろしいかと思いますが、この前半につきましてほかに御意見のある方、ございませんでしょうか。

○清宮委員

すみません、清宮ですけど、発言する予定なかったんですけどコメントを一つだけ、ちょっと普通にという意味でお話ししたいと思うんですけども、委員の公表については、私、委員原則はやっぱり公表したほうがいいと思っているんですけども、業者選定という性質を考えたときに、例えばこの委員はどここの企業と結びついているとか、そういうクレームがつく可能性は十分考えられそうなんですよ。

それで、今までも政府の委員のところで、この人はどこかの企業からお金をもらっていたとか、そういうクレームがつく場合が、やっぱり私の経験で今まであって苦労しましたので、そういう配慮もやっぱり必要じゃないかなという気がしてて、そうしたほうがクレームつけてきたときに、この委員は本当に公正なのかというふうに言われない委員を選ぶのか、あるいはちゃんと説明できるようなものにしておいたほうがいいということで、多分事務局はその辺を心配されているのではないかと思います。ちょっとコメントです。

○牛山座長

ありがとうございました。これはどうでしょうか、もし国のほうから何かご意見賜ればと思います。

○清水新エネルギー課長

事務局、清水でございます。ありがとうございました。

そういう意味では、加藤委員、石原委員から御指摘いただいた点とも同様だと思いますし、その意味では先生方からいただいた点も踏まえて、引き続きここの部分の在り方をよく考えたいと思いますが、やはり我々が懸念しているのは、今回初めてでかなりまだ正直産業としてもよちよち歩きというか、熟してない状況ということもございますので、そういった中で端的に言うとかかなり次の回において、この方がまた委員になられる蓋然性が高いと思われるような形での期待形成というのは少し慎重であるべきかなというのを悩んだ形でこういう形にさせていただいておりますが、今いただいたようなやはり透明性の話、

それから、桑原委員からもいただいた独立性の基準なんかも含めて、いずれにせよ御指摘のとおり、我々も疑念を持たれるようなプロセスにしたいわけでも全くございませんので、ちょっと検討課題とさせていただきつつ、可能であれば、まず今回の五島に関してはこういう形でやらせていただければいいかなというのが事務局としての総意ではございます。

○牛山座長

ありがとうございました。清宮先生はコメントでございましたので、多分国の御意見はそういうことかということだと思いますので、それでは後半に移りたいと思うんですが、次に、これまでの施行状況を踏まえました検討事項ということで、資料の15ページ以降になります。これについての議論をさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。また今までと同じようにスカイプのコメント欄にお名前、発言を希望というふうに御記入いただければと思います。

何人かの方が入力されているようですが、じゃあ、最初に順番で行きますと、石原先生、大串先生、それから原田さんという、このお3方にまず最初に御発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○石原委員

石原ですが、2点ほどコメントさせていただきたいと思いますが、1点目は地域調整の円滑化に向けての取組についてですが、地域の調整に向けた取組は非常に重要だというふうに認識しています。洋上には多くの例がないと思いますが、過去の例として、例えば福島における阿武隈風力発電事業の公募の際に、やはり福島県のほうで協力金という形で地域の振興、あるいは地域の共存共栄を図っていたというふうに理解しています。その場合は発電設備、例えばメガワットを幾らという形で決めて応募する全ての事業者について、それを支払っていただくというような形が過去にあったというふうに認識しています。

したがって、今回事務局の案の中にも少し触れたように、例えば、F I Tの固定価格買取の調達価格。設備容量の場合はキロワットになるんですが、キロワットの一定の割合、あるいは売電量、その場合はキロワットアワーになるんですが、その一定割合を基準として設定することがよいではないかというふうに思っています。

ただ、あくまでも私の個人的な過去の経験から言うと、こういった基金とか、あるいは協力金についてどのように地域振興及び漁業に貢献するか、今回洋上風力ですから漁業に対してどういうふうに振興していくのか、どういうふうに使っていくのかということをある程度予め議論していただいたほうがよいのではないかと思います。

特に地域振興基金については、地域の風力産業、あるいは雇用促進、そして人材育成など考えた場合は、長期的な視点から考えないと、事業者から基金を出した後にまた協力してくださいといろいろ言われたことは、過去にそういった経験がありましたので、基金をつくるときどういうふうに使うかについて明確にしておいたほうがよいのではないかと考えています。

牛山先生、最後の区域内の占用許可に関してもコメントしてよろしいですか。

○牛山座長

どうぞ。

○石原委員

これについてもコメントさせていただきたいと思いますが、原則として占用許可期間内における事業者ですので、洋上風力発電設備を撤去した後に事業者を改めて公募するのは当然のことであり、これについては全く問題なく、賛成です。

次には、占用許可の更新について少しコメントありますが、洋上風力、あるいは陸上風力もそうなのですが、許可を少し延ばすという考え方が恐らく事業者さんから提案され、あるいはそういった考え方があるんですが、ただ、現状で言いますと、例えば、基礎を建設から撤去する期間を合わせてもし20年だといったら、せいぜい22年か23年程度の耐用年数しか考えていない、それで設計されて審査を受けていますしたがって、安全性と耐久性の観点から、将来風車20年から25年を延ばそうと思っても、技術的に非常に難しいというふうに思っています。

現状では、日本における陸上風力に関しては、これまでにこのような問題から言うと、使用期間を延長された例がありませんでした。

一方、洋上風力のコストの低減、すなわち、洋上風力発電のキロワットアワー単価を今、国のほうから、8円から9円までに下げるという目標を掲げていますが、私もこれについて少し試算したんですが、現在の欧州におけるキャベックス、オペックス、及び日本における設備利用率を使って計算しても、25年の使用期間がないと、8円、9円の間に入らないということになります。

欧州の例を紹介しますと、2010年、英国、Crown Estateから発表された洋上ウィンドファームの標準モデルでの使用期間は20年として設定されていましたが、2019年の標準モデルの使用期間は25年に設定されています。また、英国において海域の利用許可、風車の使用年数25年の洋上風力に合わせて、最短でも40年設定されています。

したがって、今、再エネ海域利用法の第10条に基づいて最大30年許可されていますが、コスト削減の観点、あるいは技術進歩を考えて、どこかの時点で35年、またはより長い期間に設定されることが必要ではないかというふうに考えています。

これについては、もちろん法律の改正が必要ですので、すぐにできないかもしれませんが、ただ、過去にも前例がありまして、2016年に施行された改正港湾法による認定企業の海域利用期間は20年でしたが、2019年に一部改正され20年から今の一般海域の30年に合わせて延長されましたので、そういったことも今後検討していただければと思っています。

私のコメントは以上です。ありがとうございます。

○牛山座長

ありがとうございました。それでは、続きまして、大串委員からいかがでございましょうか。

○大串委員

ありがとうございます。私からは3点、お願いします。

まず、論点1ですけれども、地域振興基金などの資金提供に関しては、やはり人材育成、つまり洋上風力を担う人材の育成のための基金として御活用いただけるような形をぜひ取っていただきたいと思います。

漁業補償みたいにならずに狭いような適用になってしまうよりも、やはり割とローカルエリアのようにこうした洋上風力がこれから計画されておりますので、人材を育成して、そこから生活資金等々を稼いでいただくような視点というのはとても大事だと思いますので、ぜひその点はクリアにしていいただければと思います。

2点目ですけれども、風況調査に関して国が行うということになっておりますが、今私が聞いている範囲内でも、いろんな市町村県下ですね、洋上風力に非常に関心を示されていて、検討会などがいろんなところで立ち上がっているという機運になっております。

ですので、それに遅れないようにきちんと予算を確保していただいて、風況調査をしっかりやっていただくようお願いしたいと思います。

3番目に、論点4の占用許可の更新についてなんですけれども、やっぱり大型の設備等を管理するわけですし、いろんな部品の取替え等で途中途中の設備更新のような修繕も含めてなんでしょうけれども、事業計画に関わるという点において長期的な視野が必要ですので、10年ぐらい前なのか、5年ぐらい前なのかいつが適切か分かりませんが、事業は非常にライフサイクルコストと、一番低くできるようなスパンでのアナウンスというんでしょうか、準備ができるように早め早めの御対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、続いて、原田委員のほうからお願いいたします。

○原田委員

ありがとうございます。私もコメント2点ございまして、同様に調整の円滑化の部分と影響のところでございます。

まず、出捐金のレベルについて、具体的な数字を目安として示すという点について、私もこの方向でぜひやっていただければと思います。やはりこの基金の多寡によって地域、それが何か競争のようなものになるのが一番懸念でございますので、これまでの指針のようにきちんと示されるということが大事なかなと思います。

その一方で、お金にあまりフォーカスするという点はよろしくないですし、各事業者の工夫の余地というのがきちんと審査に反映されるような仕組みは引き続き維持していただいて、それを明記していただくということかなと思います。

その上で、大串委員がおっしゃったような人材育成も含めて、金額プラス何を工夫のそれぞれの事業者さんが余地があるのかといったところをきっちり審査していただくということかなと思います。

期間の延長につきましては、延長といいますか、更新ということになると思いますけれども、これはまさに石原先生がおっしゃったとおり、私どものような金融投資家から見ても、やはり欧州の案件は既に25年、業者さんによっては30年というスパンでキャッシュフローモデルをつくっておりまして、それがFITの低減に大きく寄与しているというものでございます。

一方で、今回本当に更新に係る指針を、方針をお示しになるというような非常に大きな一歩と思っておりますし、確かに法律の改正というのは時間がかかるということですが、まず第一歩を踏み出していただいたことは大変ありがたく思っております。

この1、2、3の要件のうちで、特に投資家と申しますか、ファイナンスの目から見ますと3の要件というのは非常に重要で、結局占用許可の審査基準に合致しているということで、特に適切な維持管理をされて、引き続き要求制度も満足していることというのが、具体的に何を要求しているのかというのがはっきり見えない限りにおいて、その後の更新ないし延長を前提としたファイナンスが非常に難しいということですので、今後の議論の中で、またこの考え方の公表の中でより明確化していただくということを望んでおります。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

ただいま、石原委員、大串委員、それから原田委員のほうからコメント並びに要望がございましたが、これについてはいかがでございましょうか。

○清水新エネルギー課長

まず、経済産業省、清水のほうから、論点1の関係で御指摘いただいた点について回答させていただきます。

石原委員、それから大串委員、それから原田委員からそれぞれ御指摘いただきまして、大きな論点として水準の話と、それから使い道とか使途のルールといったようなところのコメントだというふうに理解しております。

まず、水準のほうについては、石原委員からもお話しございましたとおり、福島での陸上の例とか、過去の例とかも我々もまだ引き続き学ばせていただきながら、また、石原委員も含めて委員の皆様方からのいろんな知見も頂戴しながら、どういう水準というのがある種、今後のこの洋上風力の法律の運用として望ましいのかということは議論を深めていく必要があるんじゃないかなと思ってございまして、御指摘のとおり、規模、キロワット、メガワットという容量で見ると、アワーで見るとということによってもまたちょっと考え方って違ってくるところもあるかと思っておりますので、御指摘のような点も含めて、引き続き議論を深めていきたいと思っております。

それから、使い道といったところについては本当御指摘のとおりでございまして、大串委員からも御指摘ございましたような人材育成といったようなある種投資につながっていくような使い道といったようなことにより重点を置いていくようなこと、それから、やは

りこれは地域の御要望といったようなこともございますので、そういったものも踏まえながら、まさに協議会の場でも意見を積み重ねながらよりそういう意味では社会として望ましい形にどう進んでいくのかということが大きな課題かなと思ってございますが、引き続きそこは宿題とさせていただきますつつ、議論を深めていければと思ってございます。

ありがとうございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

○清水新エネルギー課長

もう一点ごめんなさい、先に論点2の関係で、風況調査の話も大串委員から御指摘いただいたと思ひまして、すみませんでした。

論点2の風況調査の話に関係しては、そういう意味では風況調査のページの前に、17ページのところを見ていただければと思います。

資料の17ページで、案件形成の加速化といったところについて書いているところの風況調査のところございますが、そういう意味では調査のステージって何段階があるかなと我々思っております、左側は現状と課題とありますが、有望な区域の選定後、事業のそういう意味では具体化のフェーズの中で、国による風況や実質調査等を行って事業者情報提供していくという、かなりそういう意味ではステージが進んだところでの風況調査、それから、もう少し前の段階で、そもそもこの地域というのがどういう可能性があって、どういうふうに案件形成していくのかという形成の初期段階における風況といったようなところがございまして、この部分について言うと、事業者さんがいろんな形で複数調査していて重複しているというようなこともあるのではないかとこのように認識してございます。

今、大串委員からございました地域のほうでいろんな流れがあるというのはまさにこの2つ目のところなのではないかと思いますが、そういう意味で両方のところについてどう手当していくかということで、まず、1点目の有望な区域を選んだ、ある程度熟度が進んだ段階での調査というのは今やっているところでございますが、これはもう少し前倒ししながらより詳細なデータを早めに出していくというのが右側の論点2ということで今日御議論いただいた点。

もう一点の案件形成の初期から調査をしていくというところについては、先ほど少し言及させていただきました18ページ目の補正予算の予算事業等も通じながら、初期段階において、よりそういう意味では効率的な形で基本系統が可能なレベルの調査をどうやっていくのかということも併せてこういう形でやっていきたいと思ひますけれども、逆に言うと、先生方にもぜひこういうことを国も考えているので関心があったらアプローチしたほうがいいので、自治体のほうにもお声がけいただければ我々も今、絶賛募集中でございますので、ぜひ連携して進めていければと思ってございます。よろしくお願ひします。

○大串委員

ありがとうございました。すみません、大串です。コメントだけお願いします。

今、事業を計画されている企業さんも独自でいろんな風況調査等されていると思いますので、ぜひ有望な地区があったら国に知らせていただいて、国の調査に入れるようにデータも提供してくださるなど連携を深めていただいて、こうした事業をスピードアップしていただければと思います。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

ぜひ、我々も同じ思いでございますので、よろしくお願いします。

○牛山座長

それでは、あと4人の方が手が挙がっておりますので、桑原委員、來生委員長、中原委員、それから清宮先生、以上の4方に順次御発言をお願いします。

○松良海洋・環境課長

牛山先生、すみません、占用のほうに関しまして、少し事務局のほうからお答えしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○牛山座長

どうぞ。

○松良海洋・環境課長

すみません、石原先生、大串先生、原田先生のほうから占用許可の期限、あるいは更新に関する御質問をいただきましてありがとうございました。

基本的には、石原先生のほうからも御指摘あったように、ヨーロッパ等の基準も踏まえながらこれからどのように占用期間の延長等を考えていくかという議論と、大串先生、原田先生のお話にありましたような、更新に関わる様々な条件とどう接していくのかという観点があるかと思います。

前半のほうの石原先生から御指摘いただいた30年が妥当かどうかというところにつきましては、御指摘のとおり、これから技術革新がどうなるのか、あるいは調達価格の期間をどうしていくかという議論であったり、あるいは全体的なコストをどう低減できるのかといったような複雑な様々な議論を踏まえながら検討していく必要があると思っています。

先般の改正の中では、御指摘のとおり20年から30年というように今回改正をいたしました、それは一つの一般海域での再エネ海域利用法などをきっかけにうまく使わせていただいたということもございますので、実態上どういったものが本当に適切な期間なのかというのはこれからしっかりと情報収集して整理し、検討していきたいというふうに思っています。

今の時点では、取りあえずは30年という前提を置いていますけれども、これは必ずしも未来永劫固定ということでは基本的にはないかなというふうに思っております。

それから、大串先生のほうからいただきました早め早めの対応ということでもありますけれども、資料の48ページ目のところにも、事業判断の継続の判断、あるいは工事のタイミングでも十分に余裕を持って行うという前提を私どもとしても当然置かないといけないと

いうふうに思っております。事業者さんが次の更新に当たっての判断基準になるところに支障を及ぼさないようしっかりと対応をしていくということも今後整理していきたいと思っております。

それから、原田先生のほうから御指摘いただきました要求性能は具体的に何なのかというところがございます。これはまさに技術革新も含め、どういったものが本当に適切なのかという議論は、これから各委員の皆様方、先生方の御知見も借りながらしっかりと整理していきたいというふうに思っています。

いずれにしても審査基準でございますので、事業者さん、皆様方が不明確だというような御指摘を受けないような形での整理をこれから進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、先ほど申し上げましたまず桑原委員、來生委員、中原委員、清宮委員、この4方に順序よくよろしくお願いします。

○桑原委員

桑原です。ありがとうございます。

後半部分も事務局案に基本的に異存ございませんが、2点ほどコメントさせていただければと思います。

まず、27ページ以降の系統確保の点ですが、既に系統確保のためにいろいろ動いている事業者もいると思いますので、事業者の確保した系統を利用するのか、国の要請による系統確保が行われるのかは、事業者側の予見性を高めるために早めの情報開示を行って、混乱が生じないようにお願いしたいと思います。

また、当面は事業者による確保と国による確保が併存することが想定されていると理解しておりますが、最終的にはどこかの時点から国による確保に一本化するほうがよいのではないかとと思われるところですので、この点も今後御検討いただければと思います。

それから、もう一点、48ページの占用許可の更新の点ですけれども、③占用許可の審査基準に適合していることが要件に挙がっております。今後技術革新や経験等を踏まえてこの審査基準も変更されていく可能性があるのではないかと思います。変更された場合にこの③の要件というのが変更後の要件を意味しているのか、当初時点のものを意味するのかということも明確化する必要があるかと思います。

審査基準が変更すると新しい審査基準が適用されるということになると、先ほど原田委員も御指摘されていたように、ますますファイナンス上、当てにすることが難しくなるのかなとも思いますが、いずれにしてもどちらをお考えなのかというところは明確化しておいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

続いて、來生委員、よろしくお願いいたします。

○來生委員長

來生でございます。2点コメントさせていただきたいと思います。

1つは、21ページの地域調整の円滑化、それから、もう一つが占用許可の期間ということでございます。

まず、地域調整の円滑化、両方とも事務局案賛成でございまして、よくお考えいただいたと思います。まず、地域調整の円滑化ということについて、この間お話を伺ったときは1と2がある意味では並行していたのを、1を原則として2を補完的にというような形になって、このほうが私もいいと思います。

法律やっていると、ケース・ローで行くのか、それとも立法主義で行くのかということが昔から世界的にあって、結局地域差というか、海域による海の使い方の違い、端的に言う漁業の状況というようなことが全く違う、漁業の使い方が全く違う状況で、将来の海域の利用の仕方を地域がどう考えるかということが多分変わってくる。

そうすると、それをあまり単一の基準で考えるということはどう考えても無理で、そこは地域ごとのいろいろな状況を踏まえて、当面からある意味でのケース・ロー的な判断の積み重ねということにしかならないのではないかと考えます。

さはさりながら、あまりにもケース・ロー的なものであると予測可能性が低くなるということですが、私が一番心配しているのは、公有水面埋立法の補償基準が最終的にはほとんど実質的な意味を持たないようなものになった歴史です。抽象的な基準をつくっても運用のプロセスで同じことは起こり得るわけで、それはある意味では非常に不幸なことだと思いますので、両方をうまくミックスしてやっていくというようなことで、当面こういう考え方が妥当ではないかというのが第1点でございます。

それからもう一点、占用許可の期間30年が長い、短い、これは何と申しますか、技術に依存しますし、30年が絶対だというふうには私は思っておりません。ただ、公有水面という、みんなのものである海、海洋空間を特定の人が排他的に利用して営利活動を行うことを社会的にどう評価するかということが根底にあって、それも先ほど石原先生からも御指摘があったように、使い方によってその期間が長く認められるようになってきている。

今のところ30年というものを基準にして延長あり得るべしということが当面社会的合意としては妥当なのかなということではあるのですが、もう一つは各国の比較法的な見地と申しますか、先ほどこれも御指摘があったところですが、諸外国、同じような技術で、同じようなことをやっている諸外国はどういうふうになっているかが社会的合意形成にも非常に大きな意味があると思いますので、当面こういうことをやりながら、もう一方で、地域振興に対して一定の貢献をする点を評価して、期間を相対的に長くしていけば、社会的合意を得やすいのではないかと、そう考えたということで2点、コメントでござい

ました。

○牛山座長

ありがとうございました。

それで、この後、もう一方、中原委員のほうからお願いします。

○中原委員

ありがとうございます。ただいまの來生先生等の御発言とも関連しますが、私からも21ページ目の資料についてコメントさせていただきます。

ここでは、基金への出捐を求める場合の原則や考え方というふうに出ておりまして、原則のところでは公平性、公正性、透明性のある制度、これは当然のことながら最初の原則にあります。ところが、その後、すぐさま基金を拠出してもらう場合に幾らぐらいのレベルかという点だけが書かれているというのは、私から見ますといささか不十分なのではないかと思っております。

と申しますのは、事業者が基金に拠出をするという場合に、その基金はどこにつくられるかということですが、これまでの4地域の意見の取りまとめでは、市が設立する、あるいは県が設立する云々という言葉が入っておりました。いずれにしても、何らかの形でお金を出してもらう仕組みに拠出してもらう、その受入れ窓口としての金庫が必要になってきて、それは多分新しい組織体で受け取るということになるのではないかと思います。先ほど石原先生、あるいは大串委員ほかからもどのように使うのか等についてもというやり取りがありましたし、事務局からも御返事がありましたけれども、幾らぐらい出してもらうのかのレベルだけを記述するのではなく、設立するであろう基金の運用体制の原則、あるいは考え方、まさしく公平性、公正性、透明性を担保するために運用体制をきちんと整える、その上で、受け入れるときの出捐の水準、あるいは受け入れた後の使い道の配分の意思決定をどうするか、また、それがきちんと使われているかどうかの監査等をしっかりやる、これも検討のまとめの中にもコメントありました。そういったものをきちんとやった上で、こういう体制を整えるのでお金をこのような形で出してくださいと、そのように記載するのが自然なのではないかと私は考えます。この資料の記載の仕方として、繰り返になりますが、いきなり幾ら出してもらうかという水準の話だけではなくて、今申し上げた運用体制ということについてもきちんと記述していただいたほうがいいのではないかと思います。

これについては、先ほど大串委員のほうからのコメントにあったと思いますが、単なる漁業補償的になってはならないという趣旨の御発言があったかと思います。私も全く同じ意見でございまして、また、ほかの地域の議論でも、この基金を前向きに検討するけれども、“初めに基金ありき”ではなくて、どのような漁業協調策が必要であるかを検討することが先決で、それを使うために基金をつくるのだと、補償的な意味合いで拠出されないようにすべきだというような意見が、ある県ではきちんと文書として出されようとしております。

そういったことが重要かと思いますので、ぜひこの資料については少し検討、工夫をしていただければと思います。

次、2点目ですが、皆様方からもコメントがありました一番最後のページ、48ページにあります占用の方針、あるいは延長についてということですが、皆様方の意見と私も同じでございます。この48ページ目の資料を、今日の議論を聞いてないでこの資料だけ見る人の立場で見ますと、見過ごしてしまうかもしれませんが、下半分の薄いグレーの箱の中の上のほうの3つ目のポチの右端のほう、事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって行うこととするという文章があります。これが非常に重要だと思いますので、この点をもう少し明示的に示す必要があるのではないかと思います。

それに関連しまして、これまでの合同会議の意見交換で、占用期間中、占用許可をもらうときに事業者は占用計画を出すわけですが、その後、30年間の事業の中で中間の評価みたいなものが必要ではないかという議論をしたように記憶しております。

事業継続ができるか、できなくなったかどうかとか、あるいは撤去工事がどうかとか、いや、このままではちょっと時間が不足しているからもう少し継続して事業をやりたいというふうなこととか、そういう中間評価がなされるべきで、その段階でまさしくできるだけ早く延長なり更新についての手続が可能だというふうなことを明示するのが必要なのではないかと思います。

これはたしか、これも大串委員の御発言だったでしょうか、10年前か、5年前か分かりませんがという御発言があったかと思いますが、ここら辺が事業者にとってもちゃんと分かるようにしていただけたらいいのではないかなと思っております。

3番目ですが、系統についての説明については、作られた資料が大変分かりやすい図がつくられていると、43ページ目の図、説明もございました。これらも非常に分かりやすく、資料だけ読む人にとってもよく準備されていると思いますし、事務局の御苦勞を敬いたいと思います。

以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

この後、清宮委員、山内委員から手が挙がっているんですが、以上、桑原委員、それから來生委員、それから中原委員、このお3方からのコメント、御質問等について、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局のほうでございます。ありがとうございました。

時間も限られてございますので、クイック幾つか説明申し上げますが、まず、系統確保のところ、桑原委員から御質問あった点につきましては、御指摘のとおり、情報の開示等も含めてなるべく現場が混乱しないような仕組みというのを確立していきたいと思います。徐々にそういう意味では国が前に出て行くという形になってくるのかと思いますが、当面

は少し併存していくようなところもあるかなとは思っておりますので、しっかりとそういうルールをつくっていききたいなと思います。

それから、來生委員、それから中原委員からも改めてこの論点1のところ、多岐にわたる観点、御示唆いただきましてありがとうございます。

まさに來生委員御指摘のとおり、ルールをどうつくっていくのかと、個別のケースにどう当てはめていくのかというところのバランスの中で、地域ごとの特色ということをしつかりと立脚しつつも、結果としてルールがルールじゃないということにならないようなバランスというのを引き続き我々も悩みたいと思いますので、ぜひ御指導いただければと思います。

中原委員からも御指摘いただいた点、本当に全くそのとおりでございまして、御指摘のとおり、単純なお金の面だけではなくて、水準の話だけじゃなくて、まさにルール、使途、運用体制といったことも含めて、これから洋上風力どんどんどんどん各地域広がっていく中での仕組みづくりというのを引き続きしていかなきゃいけないというところで、大変そういう意味では重要な点を御指摘いただきましたので、しっかりと事務局のほうでも考えたいと思います。ありがとうございました。

○松良海洋・環境課長

桑原委員と來生委員と中原委員のほうから占用許可に関する御指摘をいただきました。桑原委員から御指摘あったような要求精度というか、技術基準の適用等も含めて具体的にどうしていくのかしつかり整理していききたいと思っております。

來生委員からも御指摘ありました社会的合意の得られる形の中でどういうふうな延長期間をどう議論していくのかということもあると思います。諸外国の事例も含めてこれもしつかりと調べていききたいというふうに思っております。

中原委員のほうから御指摘ありました中間的な評価もしつかりやっていくべきじゃないかということですが、公募占用計画につきましては、毎年定期的に報告を徴収するというような形になっております。こういったようなことも使用しながら、具体的にどういう評価の仕方があるのか、これからはしつかりと整理していききたいと思います。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、残りのお2方、清宮委員、山内委員、続いてお願いいたします。

○清宮委員

清宮です。ほとんど議論出尽くしたんですけれども、ちょっと二、三コメントということで、今回政府主導のプッシュ型案件形成スキームの導入というのが最初にうたわれているんですけれども、具体的にこれは多分事業者の方が非常に気になっているところですので、具体的に早い段階で提示していただきたいなというふうに思っています。

それで、今日の資料だと、風況と地盤というところなんですけれども、例えば地盤調査

といっても前段の調査と後段の調査があつて、事業者がやらなきゃいけないものと一般的なものという事前調査のところで、事前調査のところは、基本的には国のほうでやっていただけないかというのが私の希望で、これでもしそこでかかったお金は、受注した事業者が何割か負担すると、基地港湾と同じような形で運用できないかということを考えていただきたいなと思っています。

それから、2番目に、これも皆さんいろいろ議論されていて、今日、水産庁の方も来られているんですけども、漁業の振興と風力発電の関係ということで、基本的には活用ニーズを積み上げて、なお公平性に配慮しながらという言葉になっているんですけども、実際にもしこれスタートすると、皆さん横並びと前例でどんどんどんどん上乗せしていくのではないかという気がしていて、30年間ずっとそういう状況が続くのかと、やや洋上風力の海外の事例と比較するとちょっと日本が特殊になる可能性があるかと私考えていまして、ある程度一定割合を基準にして設定するというコンセンサスを早めに得たほうがいいのではないかと。これは、本当に必要なものに関しては上乗せも許すということで、今日の21ページの資料の2を中心にしてやっていただくといいかなと思っています。

それから、最後のところの期間の占用の延長なんですけれども、これは事務局が説明されたように、技術革新だとかいろいろな、維持管理とかそういうニュアンスを考えると、30年以上になる場合ももちろんあると思いますけれども、やはり30年後どうなるか分からないということなので、1つは30年後に見直しして延長するなり、新規の参加者がいた場合はそこと競争するというふうなことを早めに言っておいたほうがいいのではないかと、要するに30年間使ったから次から次へと延長できるんだというふうな考え方を前面に出さないほうがいいのではないかという気がしています。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

続いて、山内委員のほうからお願いします。

○山内委員

ありがとうございます。もう時間も過ぎていきますので本当に結論だけ申し上げますと、論点1のところの地域と調整の円滑化については皆さんおっしゃったとおりだと思いますが、基本的に公平性ということを考えると全国的な基準というのかな、それをきちんとすべきだというふうに思っています。

それから、系統のことについてはあまり皆さん出ていなかったんですけども、一つだけ、一括検討プロセスをどういうふうに読むかということなんですけど、事務局案で言うと、①と読むか④をつけるかということで、基本的に私は①で読めるんじゃないかというふうに思っていますので、そのことを申し上げます。

それから、最後の占用のところですけども、これも皆さんおっしゃったとおりだと思います。ただ、比較的将来について不確実性とか技術の進歩というものがある中で、やは

りこういうふうな形を残していくことが重要であるというふうに思っています。

それから、事業についても非常に不確実性があるので、それも考慮に入れるとこれが必要だというふうに思っています。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

それで、今日は水産庁の田中課長さんがお見えになっていますので、何かご意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

○田中課長（オブザーバー）

水産庁の計画課の田中でございます。座長、発言の機会をいただきましてありがとうございます。

論点1のほうで、漁業振興に係ります例えば基金の制度水準についての御議論をいただき、また御意見を拝聴したところでございます。私どもとしましては、この各地域におけます地域共生であったり漁業の振興策、こういったものについては各地域の協議会においてこれまで議論が行われて、一定の合意がなされて、意見として取りまとめを行ってきたというふうに承知をしております。

したがって、その視点の水準につきましても、こういった各地域での議論の結果として、そのニーズの積み上げで行っていくのが基本ではないかというふうに今考えているところでございます。

なぜならば、これまで促進区域となる移行手続が進んでいる地区や、あるいは有望な区域の調整の状況などを見ますと、各地域におきまして関係する漁業者の範囲でありますとか漁業種類など、そういった関連の利用状況も大きく異なっている状況であり、そういったところにおいて地域が望む協調策の内容についてもやはり異なってくるという状況になるのではないかと考えております。

また、論点としましては、公平性、あるいは透明性の観点からは、やっぱり各地域におけますこういった議論についてはオープンになっているところでございますので、引き続きこういった点に留意をして、地域での議論を充実させていくことが重要ではないかと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○牛山座長

大変ありがとうございました。

それでは、時間が大分過ぎてしまいましたので、今日の御議論、本当にありがとうございました。

ここで來生委員長のほうからも、先ほど2点ほど大事なコメントいただいたんですけれども、もし追加で何かございましたらお願いいたします。

○來生委員長

特にはございません。全体について本日の各委員の意見もそうでしたけれども、よくお考えになられているということだと思います。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

今日は、大変盛りだくさんの内容でしたが、委員の皆様からは事務局案に基本的には賛成であると理解しております。幾つかのコメント、要望はあったんですが、特に前半の公募における評価プロセスの補足的論点につきまして、まず第三者委員会の意見とその取りまとめの方法ということで、平均値で行くか、合議的手法かという、これは今までもまだ事例がないわけですから、しっかり論議して合議的な手法で固めていくということになったかと思います。

それから、都道府県知事の意見の取扱いということですが、これはそれぞれの知事の意見が基本方針と整合的である場合には、それを最大限尊重して地域特性を生かしていくということかと思います。

それから、第三者委員会の委員の構成、これについてもいろいろ意見がございました。5つの分野の専門家云々ということだったんですが、中原委員からでしたか、海洋構造物というふうに限定せずに海洋利用というような形のフレキシブルな、幅を持たせたようなものにしたい方がいいのではないか、それから、この5つの分野にこだわらずに、もう少し幅を持たせた方がいいのではないかと、このような意見もあったかと思います。基本的には、このような委員構成で行こうということですね。

それから、選定結果及び選定理由の公表、これにつきましてもいろんな意見ございましたが、やはり独立性、公平性ということで、これについても皆さんの御意見賜りましたので、これを少しさらに深掘していこうということになったかと思います。いずれも事務局から案を出したとおりということで、それを少し修正する可能性もあるということでまとまりました。

それから、後半がこれまでの施行状況を踏まえた検討事項ということでございましたが、地域調整の円滑化に向けた取組みというようなことで、これは具体的な活用ニーズの積み上げということで、特に地域とか漁協への出捐金とか出捐の在り方ということについても何人かの委員からもコメントがございました。いずれにしても、これが単なる漁業保証みたいな形ではなくて、もう少し本当に地域に生かされる、り日本全体で例えば海洋関連の人材育成に資するというようないろいろな工夫が必要ではないかということが非常に大事な意見であったかというふうに思います。

それから、風況調査の開始の時期の前倒し、これも非常に重要なところで、さらに国と地域の密接なコミュニケーションを持ってさらに進めていこうという話がありました。

それから、系統確保のルール具体化ということですが、今回非常に大きく一括検討プロセスというのが提案されました。これがあって初めて具体的な動きが出るなど、非常に

スムーズに行くなというふうに感じたところでございます。

それから、最後の占用許可の更新に係る考え方ということでありますが、これについては石原委員のほうからかなり詳しく技術的なことを含めてお話がありました。また、來生委員長のほうからは、いわゆる諸外国の実際の例などを見て、そして本当に公共の水面を使うということですから、それが本当に社会的な合意形成ができるように持っていく必要があるというようなこと、それから延長についてもいろんな意見がありまして、私も中間評価をきちんとするというのも大事だなというふうに思った次第でございます。

いずれにしても事務局のほうから出された、お示しいただいた案のとおりで行くということで決まったというふうに私は考えております。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を閉会したいというふうに思います。

本日は、御多忙のところ大変御熱心に御議論賜りましてありがとうございました。あとは事務局のほうでお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

どうもありがとうございました。